



特定非営利活動法人 富山県防災士会 会報

(NPO 法人日本防災士会・富山県支部)

第 31 号

令和 3 年 10 月 1 日
発行 富山県防災士会
連絡先 090-3760-3702
(事務局長：上田)

特定非営利活動法人日本防災士会 北信越支部連絡協議会 令和 3 年度総会開催

7 月 10 日 (日) 10 時から令和 3 年度北信越支部連絡協議会総会がサンシップ富山(富山県が開催県)を拠点に昨年に続き Zoom で開催されました。今回は、NPO 法人日本防災士会より甘中繁雄常務理事をお招きし、新潟、石川、福井の各支部役員を交えて議事が進められ、すべての議案が承認されました。

総会終了後、懇談会では甘中常務理事へ各県支部から質問していただく時間を設けました。主な質疑の概要は以下のとおり。



(Zoom 会議の風景より)

<○：質問 ◎：回答>

○：北信越代表の理事ということで役員を仰せつかりましたが、今後の活動展開について教えてください。

(新潟県支部)

◎：理事長が新しく変わられたので、7 月 13 日に Zoom で執行部会議を行い、今後の会議や行事の予定などを確認し、担当役員、責任者を決めて進めていきます。

昨年まで本部常駐は私を含め 2 人体制でしたが、東京消防庁 OB が事務局長として常駐してくれる体制になり、私は対外的な活動に専念できるようになりました。

(甘中常務理事)

(日本防災士会
甘中常務理事)

○：現在の課題は、防災士活動の拠点となる事務所がないということです。全国的に良い事例はありませんか。(石川県支部)

◎：各県支部とも支部長が事務局長の個人携帯を連絡先にしたり、事務所や会議場所なども常設で使えるところは、ほとんどありません。

そんな中で新潟支部さんは成川さんや西川さんのご努力で会社の事務所を使わせてもらっていると聞いています。(甘中常務理事)

○：日本防災士会では地区防災計画を推進しておられますが、福井県支部では行政も含めて防災マップ作りを優先する動きがあります。行政への働きかけ等、どのようにすべきか教えてください。(福井県支部)

◎：行政によって熱心にやるところとそうでないところ、様々です。地区防災計画を行政に提出するかしないに関係なく、「自分たちの地域は自分たちで守る」という第一段階から始めて頂けたらと思います。防災マップ作りの街歩きも地区防災計画の一つの段階だと思います。

(甘中常務理事)

質疑のあと「ハザードマップと防災士の役割」と題して、富山県防災士会参与の富山大学人文学部教授 大西宏治氏にご講演をいただきました。

防災士として求められるものは、災害支援に必要な知識であり、1 つ目は被害を軽減させるための普遍的な知識。2 つ目は特定の人(外国人や弱者)に配慮する知識であるとのことでした。

また、知らない土地のハザードマップからは、浸水深さ、浸水範囲、土砂災害警戒区域、避難所しか読み取れない。しかし、知っている土地のハザードマップでは、前記に加えて、過去の災害の経験、災害が発生する地形や地質的要因、具体的な避難方法の伝達ができる。防災士に理解してもらいたいのは、ハザードマップが地域の歴史を反映して作られているということ。そして、地域の歴史や特異な情報を加味して地域に説明していく。それらを踏まえ、防災士として地域防災の姿、あり方を住民とともに考えていっていただきたい。その他、DIG、マイ・タイムラインの推奨、地域防災計画のお話など、私たち防災士への提言を交えてお話いただきました。



(大西宏治教授)

第 2 回スキルアップ研修会 水害にあった時のために・お役立ち動画の紹介

令和 3 年 8 月 7 日、Zoom ミーティングによる「第 2 回スキルアップ研修」が行われ参加させていただきました。内容は「水害にあった時のために」ということで水害にあった際の対応、後始末についての紹介。そして、「お役立ちシリーズ(動画)」ということで各種の防災講座の紹介や、自己啓発に役立つ公的機関の動画等の紹介でした。水害にあった時の対応の話では、時間単位での問題点の違いや災害後の復旧の不安を取り除く為にも、知識として頭の中に入れておくべき情報の紹介があり、知っておく大切な内容だと感じました。また、令和元年、長野水害のボランティア活動を通しての報告の中から実体験からしか見えてこない内容があり、今後の自分の活動にも取り入れていきたいと思えます。

防災講座の案内や自己啓発に役立つ動画については、たくさんの動画を紹介され、全てとまではいきませんが、必要があるものから見ていこうかなと思います。

今回のスキルアップ研修は、ボランティアの体験談や災害後復旧の為の情報など大変有意義であったと思います。

私も防災士として、広く得た情報を皆さんと共有し普段から「危機意識」を持って頂くよう活動していきたいと思っています。(記 向井)



～ 特別寄稿 ～

「流域治水」を考える

富山県防災士会参与 手計 太一 氏 (中央大学 理工学部 教授)

会員の皆様におかれましては、少なくとも「流域治水」の言葉は、一度はどこかでお聞きになったことはあろうかと思えます。なかには、きっと詳しいこともご理解あろうかと思えます。一方、一般の方の認知は非常に低いのが実情です。その理由として、具体的に一体何をするのかわからないことにあるかと思えます。一部で魔法のような治水対策のように語られていますが、現実的には悪魔的かもしれません。流域治水の歴史から将来像までをご紹介します。

流域治水という概念自体は、古の時代からあり、歴史的に「線」(河道)に頼ってきた日本とは異なり、諸外国では一般的な考え方です。治水の考え方は、決して、良し悪しではなく、その地域や国の歴史、社会経済状況などから生まれてくるものです。

流域治水より以前には、総合治水という言葉がありました。高度成長期における急激な都市化・市街化にともなう宅地開発等によって、雨水の河川への直接流出量が増大し、都市型水害が頻発しました。これを抑制するために、都市部の河川において、開発による流出増を抑える対策として調整池や校庭など公的所有地における貯留施設の整備等などの暫定的な代替策を実施してきました。

我が国で流域治水という言葉が市井に躍り出てきたのは2020年1月23日、公益社団法人土木学会による「台風19号災害を踏まえた今後の防災・減災に関する提言～河川、水防、地域・都市が一体となった流域治水への転換～」です。この中で、流域対策を軸とした今後の国土づくりが必要であり、そのためには、これまで通り国土を均一に安全にして活用するのではなく、より戦略的に地域ごとのリスクに応じた国土利用へと転換し、防災・減災対策を進める必要があると提言しています。流域全体を俯瞰した土地利用の見直し、全ての国民が現状でできることを最大限に実施し、中長期的には、いかなる法体系下で、どのような役割を担うのか、治水・水防にとどまらず、利便性や快適性を含め、流域における地域・都市のあり方を考えなければならないと訴えています。流域治水の実現に向けた4つの重点施策(①災害に強い川づくりの推進、②氾濫リスクに

じた土地利用の規制と誘導、③復旧の自助体制の強化と立地を適正化させるための不動産取引・保険制度の充実、④水防・避難体制の再構築とそれに向けた日常的な情報共有)が提案され、すでに③の一部は2020年8月から運用が始まっています。最近不動産取引をされた方は、重要事項説明の際に、水害に関する説明を受けたことと思えます。また、④はまさに防災士会の活動そのものではないでしょうか。その後、土木学会では2021年4月に「豪雨激甚化と水害の実情を踏まえた流域治水の具体的推進に向けた土木学会声明(土木学会 豪雨災害対策総合検討委員会・中間レポート)」も公表しています。

いよいよ2020年7月、国土交通省社会資本整備審議会から「気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について～あらゆる関係者が流域全体で行う持続可能な「流域治水」への転換～」が答申されました。政府は、将来の気候変動による降雨量の増加に対応するため、都市部のみならず全国の河川に対象を拡大し、河川改修等の加速化に加え、流域のあらゆる既存施設を活用、リスクの低いエリアへの誘導や住まい方の工夫も含め、流域のあらゆる関係者との協働により、流域全体で総合的かつ多層的な対策を実施することとしました。例えば、利水ダムの事前放流、ため池・水田等の貯留効果、土地利用や住まい方の工夫などの具体的な対策メニューを打ち出しました(図1参照)。



図1 流域治水の施策について (国土交通省資料)

これらの実施を推進するために、「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第31号。通称「流域治水関連法」）が2021年5月10日に公布され、その一部が同年7月15日に施行されました。改正された法律は、特定都市河川浸水被害対策法、河川法、下水道法、水防法、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、都市計画法、防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律、都市緑地法、建築基準法の9つになります（図2参照）。

いずれにしても、流域治水は不利益の配分問題であるということがわかりいただけだと思います。極端な話ではありますが、氾濫した水を例えば皆さんの宅地の床下まで許容してください、ということもあります。この場合は、上下流問題（上流が浸水許容し、下流は安全）、左右岸問題（どちらか一方だけ浸水する）という非常に複雑な地域社会問題にも発展しかねません。

本年6月に発表された令和2年国勢調査と平成27年同調査の比較をすると、日本の総人口は▲0.38%に対して、富山県は▲2.9%、富山市でも▲1.1%、朝日町は▲9.4%と衝撃的な減少率でした。一方、流域治水は、



水防法

- 水防活動
- 大規模氾濫減災協議会
 (水害による被害の軽減に資する取組を協議, 国土交通大臣による特定緊急水防活動の実施)
- 浸水想定区域の指定
 (範囲, 水深, 浸水継続時間等)
- 浸水被害軽減地区の指定
 (輪中堤防その他帯状の盛土構造物の保全)



図2 流域治水に関連した様々な法律

法改正が円滑に進んだことは大変良かったですが、対策メニューの多くには科学的、工学的に効果ははっきりしないものや研究途上のものが多いのが実情です。例えば利水ダムの事前放流など治水利用についてです。利水ダムといっても、水道、灌漑、発電と用途は多岐にわたり、それぞれ構造上の特徴があるため、既存施設のまま利用できる場合とできない場合があります。その多くは、放流施設が小さく、治水に適していない。事前放流をしたくても、既存施設ではできない場合が多いのが実情です。また、治水容量を確保するために堤高を高くすれば良いという指摘もありますが、すでに耐震設計限界である場合、高くしても治水効果が小さいなど、精査をしないといけません。空振りの場合の補償はどうするのでしょうか。灌漑用水であれば、金銭補償より、水補償を求めるのではないのでしょうか。その他の対策メニューである水田やため池による治水効果は定性的には理解されていますが、固有の河川流域における定量評価はほとんどされていません。

都市計画、地域計画と治水計画、そして社会経済システムを一体に考えた地域社会を築いていこうというものであり、市町村や地域のアイデア次第で、「水」を通したより良い方向に向かう可能性を秘めていると思います。

流域治水の推進に行政ができることには限界があり、一般国民の協力は不可欠です。不利益(被害)を被るという後ろ向きではなく、自分たちの街、地域がより発展することが期待できるキーワードだと思います。ぜひ、少しずつでも考えてみませんか。



手計 太一 氏
(てばかり たいち)

防災士 関 恵一 (富山市)

会 員
自己紹介

富山県防災
士会設立は
平成 19 年 5 月



会員数 20 名で設立されました。

私が防災士資格を取得したのは平成 21 年で、当時の防災士は何者においても知識と技能の持ち主でなければならないとの評価を受け、県や市からの防災訓練の要請、応急手当、ロープワークなどの出前講座の依頼など、多様な活動でした。平成 23 年の東日本大震災には、富山県防災士会の一員として、富山県が派遣する災害救援ボランティアで、4 月には岩手県の野田村、10 月には陸前高田に入り瓦礫の撤去作業の活動をしてきました。

防災士になろうと思った動機は、日本赤十字社救急法ボランティア指導員として二十余年の活動の中で、平成 7 年の阪神淡路大震災や平成 19 年の新潟県中越沖地震の経験からです。思い出深い活動としては 11 月のみぞれ雨の寒い中、剣岳の登山口、馬場島キャンプ場で小杉前理事長と一緒に一次救命処置の出前講座を行ったのが一番の思い出です。

女性部 活動紹介

女性部は、毎年「女性防災士の集い」を実施しています。今年は当初の予定を変更し、11 月 28 日 (日) 14 時より、サンシップ富山で行います。(コロナの状況を見て延期もあり)

子どもさんをお持ちの方も遠方の方も、家から参加できるよう、オンラインと対面で行うハイブリッド型での開催を企画中です。

① 今回のテーマは「女性の視点を生かすためには！」
第 1 部: 松原防災士さんより飛騨市で作成された「赤ちゃんを守る防災ハンドブック」の紹介等。第 2 部: 「避難所で安心して過ごすためには？」いろいろな災害弱者の方々の立場を考えて、どう支援していけばよいのかグループに分かれて、わいわいトークの実施を考えています。

(申込みは、後日ハガキでご案内いたします。)

② また、ライフラインがストップした時にも調理できる「バッククッキング体験会」も検討中です。

③ さらに、身近なテーマで皆さんと情報交換、交流する場として「防災 Café」始めました。7 月 17 日の第 2 回はオンラインでしたが、「非常持出し袋に入れるもの！」というテーマで話しました。「防災 Café 第 2 弾」の様子はブログでも紹介しています。ぜひ、ご覧ください。

(記 大屋)

防災かあ〜ちゃん富山



<https://ameblo.jp/bousaika-tyantoyama/entry-12687811191.html>

会員報告 (建築三会防災フォーラム)

建築三会主催のパネルディスカッションにパネラーとして参加しました。テーマは『災害時における建築士の役割〜日頃からの備えと初動体制の重要性〜』。壇上では少し緊張しましたが、旧知の方々とご一緒でき、充実した時間を体験できました。

このイベントは、富山県建築士事務所協会、富山県建築士会、日本建築家協会富山地域会という 3 組織の合同企画で、全国でも稀な取組みです。今回は「災害」というテーマで組織の垣根を越えた連携についてのフォーラムであり、防災活動として大きな一歩だと思いました。

災害時、建築士に求められる初動は、避難所の応急危険度判定や住宅被害の確認作業などでしょうか。しかし、他県への派遣のイメージが強く、私も判定士として登録していますが、研修等でも被災後の活動という話題は出ません。



(壇上の佐伯ゆかりさん)

そこで、今回は活動するための災害への備えについて話しました。そのほかにも、建築業務の中でのハザードマップの確認や環境への配慮などにふれました。

防災士も建築士も地域の一員です。「地域の中の活動」は、立場や仕事を超えて協働から。まずは、自分自身が地域の中で活動したいと思います。今回は、このような機会をいただき、ありがとうございました。

(記 佐伯ゆ)

コロナ禍の「避難所設営訓練」に参加

8 月 1 日は、魚津市、滑川市、上市町、舟橋村の 4 つの市町村で防災訓練が開催され、富山県防災士会から地元の防災士をはじめ、多くの防災士が参加しました。

その中で私は魚津市の「コロナ禍における避難所設営訓練」に参加しました。避難所設営は、地域の防災訓練や防災士受験講習などで体験したことはあったものの、「コロナ禍」という環境では、これまでとは大きく違い戸惑うことばかりでした。一般・要配慮者の受付設営を担いましたが、片貝地区の方々と協力しながら「受付テーブルの位置はここでいいかね」「誘導テープがあればわかりやすい？」等、手探りで設営は予想以上に時間がかかりました。今回の訓練では、自分自身の勉強不足を痛感するとともに、地域の方が「訓練はお膳立てが出来ているから何とか出来たけど、何もなかったところから準備・設営・運営は難しいなあ」と言われたことがとても印象に残りました。今後は地域の方々の不安を少しでも軽減できる防災士になれるよう努めていきたいと思っています。今後ともよろしく願い致します。

(記 高三)



富山県防災士会 広報部では、皆様の活動情報をお待ちしています。連絡先：090-3760-3702 (上田)